

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) (10・5 掲示) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	2

規 則

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第306条の表中「第26条第2項」を「第34条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年10月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市薊野字大カケ谷494番 1	前	6.0 }	37
	後	6.5 }	37
		22.0	

公 告

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年10月5日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年10月5日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年10月 5日	特定非 営利活 動法人 むろと うみが めの会	三宅 ヨ シユキ	室戸市 領家87 番地	この法人は、障害者とその家族・地域住民（以下「障害者等」という。）にかかわる相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、共同作業所設置等、生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成23年8月30日 23高都計第278号	南国市陣山字神母 132番 1	南国市陣山129番 地

猪野 由賀里

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月18日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第19号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

附 則

この規程は、平成23年10月18日から施行する。

教育委員会規則

高知県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第21号

高知県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

高知県スポーツ振興審議会規則（昭和37年高知県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「高知県スポーツ振興審議会条例（昭和37年高知県条例第12号。以下）を「高知県スポーツ推進審議会条例（昭和37年高知県条例第12号。第3条において）」に、「高知県スポーツ振興審議会（）」を「、高知県スポーツ推進審議会（）」に、「に関し、」を「の組織及び運営に関し」に改める。

第2条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条中「条例第7条による」を削り、「同条」を「条例第7条第2項」に、「会議を開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改める。

第4条中「教育委員会」を「高知県教育委員会」に改める。

第5条第1項中「教育委員会事務局職員の中から教育委員会」を「高知県教育委員会事務局の職員の中から高知県教育委員会」に改め、同条第2項中「委員及び」を「、委員及び」に改める。

第6条第1項中「及び出席委員」を「並びに出席した委員及び

臨時委員」に、「の指名する者に」を「が指名する者に会議録を」に改める。

第7条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「条例及び」を削り、「会議その他議事運営に関し、」を「審議会の運営に関し」に、「審議会で」を「、会長が審議会に諮って」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第22号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号中「高知県スポーツ振興審議会」を「高知県スポーツ推進審議会」に改める。

第40条の表中

高知県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
--------------	--	-----------

を

高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
--------------	---	-----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第20号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第21号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年10月18日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 起業者の名称
高知県
- 事業の種類
高知広域都市計画道路事業 3・5・12号大津十市線
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市介良地内

	地目	地積	裁決手続
--	----	----	------

字	地番	登記簿	現況	登記簿	実測	の開始を
						決定した 土地の面積
蔵ノ 後	乙2744 番 1	公衆 用道 路	公衆 用道 路	872㎡	977.29㎡	20.79㎡

取用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の住所及び氏名

- 高知市介良乙2745番地12 持分25分の1 田村 正人
- 高知市介良乙2745番地 9 持分25分の1 高本 泰龍
- 高知市介良乙2744番地 9 持分25分の1 野村 芳之
- 登記名義人 持分25分の1 亡篠原高志 相続人
- 高知市介良乙2744番地 4 持分75分の1 篠原 小百合
- 高知市介良乙2744番地 4 持分75分の1 篠原 浩志
- 高知市鶴来巢11番32-9号 持分75分の1 古谷 りか
- 高知市介良乙2744番地 5 持分50分の1 三谷 千鶴子
- 高知市大津乙123番地 7 持分50分の1 三谷 賢治
- 高知市介良乙2744番地 8 持分25分の1 門田 澄江
- 高知市介良乙2744番地10 持分50分の1 中野 大八郎
- 高知市介良乙2744番地10 持分50分の1 中野 和江
- 高知市介良乙2745番地14 持分50分の1 和良地 繁子
- 高知市介良乙2745番地14 持分50分の1 沖田 秀彦
- 高知市介良乙2744番地 3 持分25分の1 井口 安一
- 兵庫県宝塚市高司四丁目 4番 7-4-407号 持分125分の3 細川 裕司
- 兵庫県宝塚市高司四丁目 4番 7-4-407号 持分125分の2 細川 真紀
- 高知市介良乙2744番地 6 持分25分の1 池田 孝仁
- 高知市介良乙2745番地23 持分75分の1 森木 総一郎
- 高知市介良乙2745番地 5 持分75分の1 澁谷 耕平
- 高知市介良乙2724番地 3 持分75分の1 大久保 康子
- 高知市介良乙2745番地11 持分25分の1 冨本 潔
- 高知市介良乙2745番地13 持分3,850分の89 中野 敏訓
- 高知市介良乙2745番地13 持分3,850分の65 中野 文
- 高知市介良乙2732番地 6 持分25分の1 藤岡 速男
- 住所不明。ただし、登記簿上の住所
- 高知市介良乙2733番地 1 持分25分の1 中川 進
- 登記名義人 持分25分の1 亡森文次 相続人
- 長岡郡本山町本山193番地 持分50分の1 森 千

- 高知市仁井田4560番地 2 持分200分の1 森 美景
- 高知市仁井田4560番地 2 持分200分の1 森 律男
- 高知市加賀野井一丁目16番16号 持分200分の1 是永 眞乃
- 長岡郡本山町本山193番地 持分200分の1 森 三紀
- 高知市介良乙2733番地 4 持分25分の1 仙頭 忠治
- 高知市介良乙2733番地 3 持分25分の1 今橋 壽一
- 大阪府大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 持分25分の6 永大産業株式会社 代表取締役 吉川 康長
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 - (1) 高知市堺町 2番24号
株式会社高知銀行 代表取締役 伊野部 重晃
亡森文次 相続人 森千、森美景、森律男、是永眞乃及び森三紀持分根抵当権（昭和58年9月5日 第9717号）
 - (2) 東京都品川区南品川四丁目 7番16号
日本ペイント販売株式会社 代表取締役 利光 哲也
亡森文次 相続人 森千、森美景、森律男、是永眞乃及び森三紀持分根抵当権（昭和58年10月18日 第11319号）
 - (3) 高知市はりまや町二丁目 4番 4号
高知信用金庫 代表理事 山崎 久留美
今橋壽一持分抵当権（平成8年4月25日 第5370号）
 - (4) 東京都文京区後楽一丁目 4番14号
社団法人日本労働者信用基金協会 理事 金子 憲彦
細川裕司及び細川真紀持分抵当権（平成11年11月15日 第11606号）
池田孝仁持分抵当権（平成15年12月15日 第30722号）
仙頭忠治持分抵当権（平成11年11月1日 第11033号）
 - (5) 香川県高松市古新町 1番地 7
四国総合信用株式会社 代表取締役 山内 直樹
井口安一持分抵当権（平成11年11月9日 第11388号）
森木総一郎持分抵当権（平成16年7月14日 第17117号）
 - (6) 愛媛県松山市三番町四丁目12番地 1
いよぎん保証株式会社 代表取締役 一色 雅之
澁谷耕平持分抵当権（平成16年8月12日 第19744号）
 - (7) 東京都文京区本郷三丁目18番14号
三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 代表取締役
丁子谷 淳
中野敏訓及び中野文持分抵当権（平成19年8月2日 第15867号）
中野敏訓及び中野文持分抵当権（平成19年8月2日 第15868号）
中野敏訓及び中野文持分抵当権（平成20年7月9日 第13159号）
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年10月 5 日